

税

市県民

申告は 指定日に

申告相談は 2月～3月15日

申告が必要な方

- ◆平成18年1月1日現在、一関市に住所があり、17年中に所得のあった方
- ◆給与所得がある方で、給与所得以外の収入がある方
- ◆国民健康保険に加入している方
- ◆その他、申告する特別の事情がある方

申告書の送付

申告が必要な方には1月下旬に申告書を郵送します。
申告が必要と思われる方で、申告書が郵送されない場合は、本庁税務課市民税係または各支所市民課税務係までご連絡いただくか、該当する申告会場へ直

申告書の提出

申告書と添付書類を持参し申告会場へおいでください。
自分で申告書を書くことができる方は、郵送でも受け付けます。この場合は3月15日(水)必着で各種資料を添付してください。また、申告書の内容について確認させていただく場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

接おいでください。

また、申告書が届いても申告の必要がないと判断された方は、申告書の裏面にその旨を記入して本庁税務課市民税係または各支所市民課税務係へ持参または郵送してください。

申告の受け付け

市・県民税申告相談を日程表のとおり実施します。合併により、市内のどの会場でも申告をすることができますが、混雑を避けるため、地区ごとに日程を割り当てています。なるべく指定された日に、該当する地区の申告会場へおいでください。
この申告は、市・県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告を済ませましょう。

指定日以外の扱い

所や各支所での申告相談はできませんのでご了承ください。
出張会場に来ることができなかった方を含め、指定日に都合のつかない方は、日程表のとおり予備日を設けていますが、この日以外でも申告を受け付けています。

税務署で申告する方

事業所得の白色申告者については、青色申告者と同様に事前説明会が行われていますが、その案内があった方は税務署での申告となります。

所得税の確定申告書が送付された方で事前説明会の案内がなかった方については、従来税務署で申告されている方は税務署で、市役所会場で申告されている方は市の申告会場で申告してください。

●問い合わせ先

本庁税務課市民税係
各支所市民課税務係

必要な書類を忘れずに!

申告に必要なもの

- ①申告書
- ②印鑑
- ③所得内容がわかる資料
 - ◆給与、年金所得者は、給与、年金などの源泉徴収票または明細書
 - ◆事業所得者(農業所得者で収支決算する方を含む)は、収入・経費の内容がわかるもの。金額がわかる書類は、必ず申告前に計算をして帳簿の形で取りまとめておいてください。
 - ◆農業所得者は、農協の発行する、「平成17年分農業所得税申告に係る各種証明書」
 - ◆磐井農業共済組合からの共済金の支払いを受けた方は、「共済金払込通知書」
 - ◆中山間地支払金および産地づくり交付金その他各種交付金を受けた方は、その金額がわかるもの
- ④所得控除の内訳がわかる資料
 - ◆医療費の領収書(申告前に合計してきてください)
 - ◆社会保険料・国民健康保険税・介護保険料の領収書
 - ◆国民年金保険料などの証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ◆生命保険料・損害保険料の掛金の証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ◆寄付金の証明書
- ⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳、戦傷病者手帳
- ⑥配偶者控除などの扶養控除を受ける方は、被扶養者の平成17年中の所得がわかるもの
- ⑦その他申告に必要なと思われるもの

所得税の還付が見込まれる方は、振込先金融機関と支店名、口座番号がわかるもの(ご本人名義のもの)・・・メモでかまいません

市・県民税の申告相談日程 一関地域

月	日	曜	会場	地区	該当区	時間	
2	3	金	小猪岡ミーティングハウス	厳美	14, 15	13:00~15:00	
	6	月	生活改善センター	厳美	8, 9, 10 14の一部, 16, 17, 18	9:00~12:00 13:00~15:00	
	7	火	達古袋小学校	厳美	達古袋1・2 達古袋3・4	9:00~12:00 13:00~15:00	
	8	水	一関自然休養村管理センター	厳美	1, 2 11, 霜後	9:00~12:00 13:00~15:00	
	9	木	一関自然休養村管理センター	厳美	3, 12 4, 13	9:00~12:00 13:00~15:00	
	10	金	市野々分館	萩荘	10, 11 9	9:00~12:00 13:00~15:00	
	13	月	山谷分館	厳美	5, 6, 7	13:00~15:00	
	14	火	狐禅寺公民館	真滝	4, 5, 6 2, 3	9:00~12:00 13:00~15:00	
	15	水	文化伝承館	舞川	10, 13 11, 12, 18	9:00~12:00 13:00~15:00	
	16	木	文化伝承館	舞川	14, 15 16, 17	9:00~12:00 13:00~15:00	
	17	金	舞川小学校	舞川	1, 2, 3 4, 5	9:00~12:00 13:00~15:00	
	20	月	舞川小学校	舞川	6, 7 8, 9	9:00~12:00 13:00~15:00	
	21	火	一関農村センター	真滝	8, 9 7	9:00~12:00 13:00~15:00	
	22	水	一関農村センター	真滝	10, 水口 11	9:00~12:00 13:00~15:00	
	23	木	弥栄公民館	弥栄	1, 2, 3 4, 5	9:00~12:00 13:00~15:00	
	24	金	平沢分館	弥栄	6, 7, 8	9:00~12:00	
	27	月	市役所	中里	1, 2, 3, 4, 5, 6	9:00~11:30 13:00~16:00	
	28	火	市役所	中里	7, 10, 11, 12, 里が丘、蘭梅、太平	9:00~11:30 13:00~16:00	
	3	1	水	市役所	萩荘	1, 2, 3, 駒下、脇田郷、川崎、高梨	9:00~11:30 13:00~16:00
		2	木	市役所	真滝 萩荘	三関1・2・3・4 萩荘4・5・6・7	9:00~11:30 13:00~16:00
		3	金	市役所	真滝	12, 13, 14, 東中田	9:00~11:30 13:00~16:00
		6	月	市役所	山目 真滝	山目7北、7南、8、共林、中通、真滝15	9:00~11:30 13:00~16:00
		7	火	市役所	山目	9, 10, 11, 12, 13, 山手、沢内	9:00~11:30 13:00~16:00
		8	水	市役所	山目	宮下、宮前、中央、竹山、五代銅谷、前田、三反田1・2	9:00~11:30 13:00~16:00
		9	木	市役所	山目	5, 6, 青葉1・2, 幸、才天、十二神、末広1・2	9:00~11:30 13:00~16:00
		10	金	市役所	一関	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 銀座、大町、12, 13, 14, 15, 18, 19	9:00~11:30 13:00~16:00
		13	月	市役所	一関	16東, 16中, 16西, 17, 20	9:00~11:30 13:00~16:00
		14	火	市役所	一関	高崎、釣親、台東、関が丘1・2・3・4・5・6	9:00~11:30 13:00~16:00
15		水	市役所	指定日以外		9:00~11:30 13:00~16:00	

平成17年分 所得税などの障害者控除について

内容

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に障害者や寝たきり老人などがいる場合には、所得税と住民税の障害者控除が受けられます(17年12月31日現在)。

対象

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ②身体障害者手帳などの交付は受けていないが、6カ月以上寝たきり状態で、食事や排便などに支障がある状態の方
- ③身体障害者手帳などの交付は受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が身体障害者手帳の交付される要件に準じる方

手続方法

- ◆①は、申告の際、手帳を持参してください。
- ◆②・③は、本庁社会福祉課高齢福祉係または各支所福祉課に申請し、認定書の交付を受けてから申告の際、認定書を提示してください。

控除額

- ◆特別障害者(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方、寝たきり老人)…所得税40万円、住民税30万円
 - ◆障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2、3級の方)…所得税27万円、住民税26万円
- ※控除額について詳しくは、本庁税務課市民税係に問い合わせください。

◎問い合わせ先

本庁社会福祉課
 対象①は障害福祉係 ☎21-8355
 対象②・③は高齢福祉係 ☎21-8370
 各支所福祉課

平成17年分 おむつ代の医療費控除について

内容

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に替え、市が発行する確認書で控除が受けられます。

確認書の交付対象者

介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 ※初めて医療費控除を受けようとする方は、医師の証明書が必要です。
 ※介護保険施設に入所中の方は控除の対象となりません。

◎問い合わせ先・申請窓口

本庁社会福祉課高齢福祉係 ☎21-8370
 各支所福祉課

農業所得簡易計算で申告される方は、併せて6ページ下段もご覧ください。